

平成 22 年度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

要望に当たって

町村行政につきましては、日頃から格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地方分権改革は、地方分権改革推進委員会からの第3次勧告が今秋にもまとまり、いよいよ第二期地方分権改革の総仕上げとも言うべき時期を迎えています。

今後、地方分権改革に向けた具体策が示され、真の地方分権改革の実現に向けて国も地方も英知を結集して取り組まなければなりません。

地方とりわけ町村は、厳しい財政状況の下で、住民ニーズに応えることのできる地域づくりに懸命に取り組んでおりますが、その実現には、町村が地域の実情に合わせ、自らの創意工夫と責任で政策を決定し、実行できるような地方分権の仕組みが築かれることが必要であります。

また、地方分権の担い手となる基礎自治体のあり方は、我が国の国土、歴史、文化等の地域事情を考えれば、多様な自治体が存在することが自然な姿であり、本来の地方分権の姿であります。

松沢知事におかれましては、その政治的指導力を十分に発揮され、引き続き真の地方自治確立のため、ご尽力下さるようお願い申し上げます。

本県町村は、より効率的な運営をめざして行財政改革に取り組む一方で、脆弱な財政基盤のもと、福祉・医療施策の充実、防災対策の推進、森林等水源環境の保全、安全・安心のまちづくりなど、緊急かつ重要な幾多の課題に取り組んでいます。

平成22年度の県の施策・予算の立案に当たりましては、こうした町村をめぐる厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年8月28日

神奈川県知事

松 沢 成 文 様

神奈川県町村会長

間 宮 恒 行

目 次

I 重点要望

1	地方分権の一層の推進	1
2	防災対策の充実強化	3
3	廃棄物処理対策の推進	6
4	森林等水源環境の保全	8
5	福祉・医療施策の充実	10
6	都市基盤等の整備促進	13
7	防犯対策の強化	17

II 共通要望

1	町村財政基盤の整備	21
2	地域情報化施策の推進	25
3	自然環境の保全及び農林業振興対策の推進	27
4	福祉施策の充実	30
5	保健医療・衛生対策の充実	34
6	都市基盤整備の推進	37
7	教育振興対策の推進	38
8	雇用対策の推進	41

III その他地域要望

1	三浦半島地域	45
2	湘南地域	46
3	足柄上地域	49
4	足柄下地域	54
5	厚木・愛甲地域	57
6	水源地域	60

I 重点要望

1 地方分権の一層の推進

政府の第29次地方制度調査会は、6月の最終答申において、「基礎的自治体である市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、さらにその自立性を高めていくことが期待され、これまでの市町村合併の評価・検証も踏まえ、市町村の行財政基盤の充実強化を図っていく必要がある。」としている。

そして地方分権改革は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告が今秋にもまとまり、いよいよ第二期地方分権改革の総仕上げとも言うべき時期を迎えている。今後、地方分権改革に向けた具体策が示され、真の地方分権改革の実現に向けて英知を結集して取り組まなければならない。

地方とりわけ町村は、厳しい財政状況の下で、住民ニーズに応えることのできる地域づくりに懸命に取り組んでいるが、その実現には、町村が地域の実情に合わせ、自らの創意工夫と責任で政策を決定し、実行できるような地方分権の仕組みが築かれることが必要である。

よって、広域行政を担う県は町村が責任を持って自立した行政運営ができるよう、次の事項の実現を国に強く働きかけるとともに、県としての一層の努力を要望します。

(1) 地方分権改革の具体化に向けて

地方分権改革の目標は、「地方にできることは地方が担い責任を持つ」という原則の下に、「国が決めて地方が従う」という中央集権型のシステムからの転換を図ることで、人々の暮らしを支える公共サービスに関する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することと、多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

そこで、国と地方の役割分担、国の地方への関与等について、地方と十分に協議するとともに、担うべき地方の事務とその責任に見合った権限と税源の一層の移譲を実現すること。

また、地方分権改革の具体化に向けては、改革の具体的な内容及び実現のための方策とスケジュールを明確にし、公表すること。

(2) 地方税財源の充実・強化

地方分権改革を確かなものとし、将来も持続可能な地方財政構造を確立するため、当面、国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目途に、税源移譲の効果が十分に町村に及ぶよう町村の実情を考慮した見直しを行うこと。

また、地方消費税を含む地方税体系の抜本的な改革を行い、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源の確保を行うこと。

(3) 地方交付税改革の推進

地方交付税改革に当たっては、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入れの廃止を実施すること。

特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかかわらず財政需要が生じるものであるため、財源保障措置を講ずること。

また、減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講ずること。

(4) 国庫補助・負担金改革の推進

「三位一体改革」に伴う国庫補助・負担金の改革については、市町村の実情に応じて適正な制度となるよう努めること。

また、存続となった国庫補助・負担金対象事業について、市町村が超過負担とならないよう何らかの配慮のある措置を行うこと。

(5) 経済危機克服のための積極的な取組の推進

世界経済の危機的状況は、住民に密着し、その暮らしを支える行政サービスの担い手である基礎的自治体、とりわけ市町村に大きな負担を強いることになっている。

そこで、これまでのような国による画一的な施策ではなく市町村の自由な創意工夫による地域活性化のための、用途を指定しない臨時交付金を創設すること。

さらには、臨時経済対策等で措置されている事業において、市町村の裁量の大幅な拡大を認めること。

2 防災対策の充実強化

東海地震や神奈川県西部地震をはじめとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中、これらの大規模地震から住民の生命と財産を守り、地域の安全性を高めていくためには、地方自治体が住民と連携しつつ、総合的な地震防災対策を更に充実強化し、推進していくことが必要です。

このため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけるとともに、県としても一層の支援強化を図るよう要望します。

(1) 南関東地域直下の地震対策の強化推進

神奈川県西部地域を含めた南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制を東海地域と同様に強化、推進するとともに、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛り込まれた具体的対策を着実に推進するよう国へ働きかけること。

(2) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている市町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の充実と県の上積助成を要望するとともに、完成時に旧日本道路公団から移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び高速道路株式会社に働きかけること。

(3) 消防救急無線の広域化・共同化に係る助成制度の創設

消防救急無線のデジタル化については、平成28年5月末日までに整備することとされており、併せて国の方針に基づき、無線の広域化・共同化が進められているところである。

現在、同事業に関する県の助成制度等としては、平成22年度を以て終了となる市町村地震防災対策緊急支援事業費補助制度はあるが、負担が多額に及ぶことから、消防救急無線整備に係る新たな助成制度を

創設すること。

また、消防救急デジタル無線の整備については、横浜市が中心になって努力をしていただいているが、広域行政を担う県として小規模自治体である町村を支援する立場から積極的に調整作業に参加するとともに、共通経費等については県が負担を行うなど、何らかの措置による支援をすること。

(4) 市町村地震防災対策緊急支援事業補助制度の充実

市町村地震防災対策緊急支援事業補助制度は、市町村が地震防災対策事業への継続的な取組を積極的に推進していくためには欠かせない制度であるが、まだまだ市町村の地震防災力は十分でなく、財政的にも厳しい状況であることから、限度額の引上げを図るなど、より柔軟で活用しやすい制度とするよう更なる充実を図ること、及び平成 23 年度以降もこの制度を継続すること。

また、それまで対象としていた消防職・団員用被服及び消防用ホースの整備について補助対象事業として復活すること。

さらに、緊急消防援助隊設備整備費補助金（国庫補助金）不採択の場合、国の定める基準額及び補助率となっているが、採択された場合と、不採択時との差が大変大きく影響が大きいので、不採択時における県補助金額を引き上げること。

(5) 消防長の資格要件の改正

消防長の資格要件については、消防組織法並びに市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令において、一般職からの任命にあっては部長職在職 4 年以上、消防職からの任命にあっては署長在職 2 年以上とされているが、昭和 34 年の本政令公布以降、50 年間にわたり、要件の見直しが行われていない。

消防組織については地方自治体の自治事務となっていることから、市町村において消防長の任命を行っているが、これら法並びに政令に定める消防長の任命資格を充足することが難しい状況である。

このようなことから、国に対し、消防長の任命資格は市町村の裁量で行えるようにすること。

(6) 建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和 40 年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

3 廃棄物処理対策の推進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっています。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望します。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力な指導を働きかけること。

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるよう国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、発生抑制策の実施及び分別収集、選別保管に係る費用負担を事業者の責任として法律に明記するよう国へ働きかけること。

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

一般廃棄物処理の広域化に伴う施設の廃止又は改造に際しては、国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予などの特別措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう、併せて要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となる施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずること。

(4) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を負っているのが現状である。県では補助制度も創設されているが、町村にとって事業費に対する補助金額が十分でないことから、現行の補助率を見直し、その増額を図ること。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを強化するとともに、河川や道路の管理者による不法投棄廃棄物の処理や不法投棄防止用のフェンス設置を推進すること。

さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美化意識の醸成に積極的に取り組むこと。

4 森林等水源環境の保全

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されています。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきましたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られています。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置を強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望します。

(1) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ働きかけること。

(2) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は市町村に移譲すること。

(3) 水源環境保全・再生市町村交付金の配分等

水源環境保全・再生市町村交付金にあっては、水源地域及び河川の上流域に位置する町村の意向を十分反映し、当該地域へ重点的に配分すること。

特に、ダム集水域に限らず、水源地域及び河川上流域に位置する町村の公共下水道整備や維持管理、合併浄化槽整備への財政支援などについても事業対象とし、また、ダム湖や河川を災害から守るための森林整備など防災対策についても交付金の対象とするよう制度の拡充、見直しを図ること。

さらに、専門知識を有する森林整備における技術的な事務（設計や監督指導など）への支援及び専門知識を有する職員の養成、育成、または、技術職員の派遣など、水源環境・保全再生事業の更なる推進を図るため人的・技術的な支援を行うこと。

(4) 水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

(5) 自然歩道等の環境整備の促進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているが、幅広い年齢層に対応できる安全で快適な自然歩道等について早急な整備を進めること。

(6) 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定するとともに、必要な措置を講ずるよう国に求めるとともに、県として努力すること。

5 福祉・医療施策の充実

少子高齢化社会の急速な進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化しています。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけることを要望します。

(1) 介護保険制度の充実

介護保険料については、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講ずるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。

(2) 少子化対策の充実

少子化に対応するため、子育てにおける親の経済的負担を軽減し、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産、子育てができる環境の整備を図ること。

特に、乳幼児医療助成制度は現在町村の負担によって維持されているが、国の制度として創設すること。

(3) 障害者福祉施策の充実

重度障害児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、事業拡大に伴う負担増など町村に超過負担が生じないように、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。

(4) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるようにすること。

(5) 医療保険制度の一本化

給付の平等と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者として、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を早期に実現すること。

特に、市町村単位で運営している国民健康保険については、都道府県単位を軸とした再編、統合の早期実現を図ること。

(6) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

特に、国保財政基盤強化策及び保険財政共同安定化事業については、平成 22 年度以降も継続されるとともに、制度のさらなる強化を図ること。

(7) 市町村国保が行う特定健康診査・特定保健指導への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの 3 分の 1 に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政をますます悪化させないように、特定健康診査の費用について基準額を見直すこと。

また、特定保健指導については、実施費用についての支援がなく、市町村国保財政を圧迫しているため、財政的支援措置を講ずること。

(8) 重度障害者医療費助成制度の充実

重度障害者医療費助成制度については、身体障害者及び知的障害者は対象としているが、精神障害者を対象外としている。

精神科治療は長期間にわたる場合があり、受診者の医療費負担が大きくなり、治療を中断させてしまう原因ともなりかねないことから、継続して正しい治療が受けられるよう、また、身体・知的・精神の 3 障害の制度格差を解消するためにも、早期に精神障害者を対象とすること。

(9) 後期高齢者医療広域連合への支援について

後期高齢者医療制度については、県内市町村による神奈川県後期高齢者医療広域連合において運営を行っているが、広域連合の運営費負担等の市町村調整について、広域行政を担う県として小規模自治体である町村を支援する立場から積極的に申し入れを行うこと。

また、運営費のうち、事務費共通経費については、他の都道府県では全額、都や県が負担している例もあるので、県においても何らかの措置による支援をすること。

6 都市基盤等の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めていますが、その実現には大きな困難が伴っており、都市部との格差は拡大しています。

このため、県は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項の実現を国に働きかけるとともに、県においても積極的な措置を講ずるよう要望します。

(1) 下水道の整備促進

ア 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、補助率の大幅な引上げを図るとともに、管渠整備に係る弾力条項の枠の拡大や処理場の建物、設備機器等の整備に係る耐用年数を縮減し、補助対象事業の拡大を図るなど、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。

さらに、単独公共下水道の下水汚泥処理施設と流域下水道との終末処理場財源における処理場施設に対する国庫補助率の格差や終末処理場財源及び管渠費財源（流域幹線）に対する国庫補助裏負担部分についての格差を是正すること。

イ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講ずること。

また、公的資金補償金免除による繰上償還期間（臨時特例措置）の延長と公的資金（旧資金運用部資金）の補償金なしでの繰上償還の対象要件を緩和すること。

ウ 公営企業債の償還期間においては、下水道施設の耐用年数を加味した期間に延伸し、また、借換債制度については、現在の景気動向を反映させた条件に緩和すること。

また、起債の借換えの基準となっている現行の資本費や使用料単価の緩和及び借換利率の引下げ等、措置内容の拡充について、引き続き国などの関係機関に働きかけること。

エ 現行の公共下水道事業補助金制度について継続及び拡大すること。

また、補助制度は、起債充当しない一般財源相当分の一部に対して県費を充当する制度であるが、普及率の低い町村における下水道の早期整備を進めるため、補助対象事業費に対し一定の補助率を乗じて補助金額を算出する制度に改めること。

オ 水道・下水道事業における道路掘削許可を受ける際の自費復旧事務費の負担は、事業の財源を国庫補助金及び地方債を主体としている町村にとっては極めて厳しいものとなっているので、免除を含めた見直しを行うこと。

(2) 生活交通の確保対策の充実

ア 国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和するとともに、乗合バスの需要調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、県においても、「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件緩和や、距離の短い路線も対象にするなど、国とは違う視点に立った財政支援や法定計画策定時における専門分野の人的支援など総合的な支援を行うこと。

イ 町村部において、路線バスは主要な公共交通としての役割を担っているが、バス路線のほとんどが行政区域をまたがって運行していることから、主要国県道、橋梁部、都市部等での渋滞が町村部におけるバスダイヤの遅延要因となっており、単独町村での取組では解決困難な課題となっている。

このため、広域的な公共交通ネットワークを形成しているバスに関する施策は、県が本来的な業務として担うべきであるという見地から、渋滞解消を図り、円滑な交通流動を確保することから、P T P Sの導入やバスベイ設置などに積極的に取り組むことをはじめ、バスの定時制・速達性の確保及び公共交通の利用促進に努めること。

ウ JR 御殿場線については、JR 東海の管轄ということで、JR 東日本のスイカや関東地方のパスモが使用できないという沿線住民にとって大変不便な状況にあるので、県としても JR 東海に対し申し入れを行うこと。

その際、この地域の山梨県・静岡県・神奈川県 3 県の一体性を確保するため、共同の申し入れ等を考慮すること。

(3) 海岸の整備促進

ア 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い、大磯港西側から二宮海岸にかけての海岸線の浸食は深刻な状況となっているので、安全対策を含めた抜本的な海岸浸食対策を講ずること。

イ 海岸漂着ゴミの多くは河川からの流入ゴミであり、沿岸市町はその清掃に大きな負担を強いられているので、県において財政支援を行うこと。

ウ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくり出す貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の切り倒しを余儀なくされ、年々景観や環境保全のための松は減少しつつある。その対策として、松くい虫被害木の伐倒後地権者の協力を得て松くい虫に強い抵抗性松の植樹協力をしているが、町の負担は増大するばかりである。

このことから松くい虫被害に関する補助単価を見直すとともに、補助率を上げること。

あわせて、松の育成に重要である下草（雑木）刈りの実施についても支援すること。

エ 平成 19 年台風 9 号により大磯町から二宮町にかけての西湘海岸が甚大な被害を受け、砂浜が消失している。この砂浜を、国の直轄事業として被災前の状態に限りなく近い状況に砂浜を復元すること。また、砂浜の復元に際しては、漁業関係者の意見を十分反映させ、漁業への悪影響が出ないよう特段の配慮をすること。

(4) 町村部における県道整備枠の確保

県では、平成 19 年 10 月に、平成 28 年度までを計画期間とし、「道路整備計画」及び「道路維持管理計画」により構成される「かながわのみちづくり計画」を新たに策定している。

しかし、「道路整備計画」に位置付けられている「整備推進箇所」（91 箇所）及び「事業化検討箇所」（5 箇所）については、そのほとんどが市部に集中していることから、今後、町村部における県道整備の遅れが懸念される。

県道については、災害時における緊急交通路・緊急輸送路として指定されている路線も多いことから、都市部間を結ぶ町村部の道路整備も重要であり、県下全域において均衡ある整備が必要であるとともに、公共交通機関が発達している都市部とは異なり、交通移動手段の多くを自家用車等に依存している町村部にあっては、道路整備は最重要課題の一つであり、住民からの整備要望も大変強いものがあることから、「かながわのみちづくり計画」とは別に、町村部を対象とした県道整備枠を設け、取組を推進すること。

7 防犯対策の強化

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化しています。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要がある、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められています。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講ずるよう働きかけるとともに、県の取組の一層の強化を要望します。

(1) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

(2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、県においても「神奈川県市町村防犯活動拠点設置事業補助金」制度を再び復活するとともに、その補助対象を拡大し、防犯灯、街路照明等の設置を対象とすること。

II 共通要望

共通要望事項一覧

項 目	細 目	頁
1 町村財政基盤の整備	1 地方税制等の改正について	21
	2 地方債の繰上償還、借換えについて	23
	3 水道企業債に対する財政優遇措置について	23
	4 市町村振興補助金の拡充について	24
	5 県貸付金の要件について	24
2 地域情報化施策の推進	1 電子自治体構築に向けた財政支援について	25
	2 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について	25
	3 携帯電話電波塔設置の促進について	26
	4 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について	26
3 自然環境の保全及び農 林業振興対策の推進	1 有害鳥獣対策の強化充実について	27
	2 移入鳥獣等防除に対する支援について	27
	3 ヤマビル駆除対策の強化について	28
	4 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について	28
	5 住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の確保について	29
4 福祉施策の充実	1 児童福祉の充実について	30
	2 障害者福祉の充実について	30
	3 介護保険制度の改善について	32
	4 高齢者福祉の充実について	32
	5 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて	33
	6 観光地における国・県設置の公衆トイレへの身体障害者用オストメイト対応装置の設置について	33
5 保健医療・衛生対策の充 実	1 地域医療体制の充実について	34
	2 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について	34
	3 保健・予防事業に対する財政支援について	34
	4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について	34

項 目	細 目	頁
	5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について	35
	6 予防接種事業に対する財政支援について	35
	7 妊婦健康診査公費負担の充実に伴う支援について	35
	8 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について	36
	9 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度の継続について	36
	10 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について	36
	11 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について	36
6 都市基盤整備の推進	1 公共用地取得対策の制度拡充について	37
	2 道路の整備促進について	37
	3 河川の整備促進について	37
	4 急傾斜地崩壊防止事業の促進について	37
7 教育振興対策の推進	1 義務教育の水准确保とその財源保障について	38
	2 幼、小、中学校の安全な環境の確立について	38
	3 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて	38
	4 少人数学級編制の実現について	38
	5 教育指導体制の充実にについて	39
	6 特別支援教育の推進に係る体制整備について	39
	7 社会教育施設（公民館）の整備に対する補助制度の新設について	39
	8 学校図書館の図書整備の促進について	40
8 雇用対策の推進	1 ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の要件緩和について	41

1 町村財政基盤の整備

1 地方税制等の改正について

- (1) 経済状況悪化の中、国民の低燃費志向のため、軽自動車への需要が増大する情勢下において、現行の軽自動車税に係る標準税率は昭和59年度から据置かれている状況にあり、性能面において遜色のない自動車税と比較すると非常に低い率となっている。町村においては貴重な財源である軽自動車税の税率について、地方分権・社会経済事情を考慮した税率に引き上げるよう引き続き国へ要望すること。

また、町村が行っている原動機付自転車等の登録事務及び賦課徴収事務について、省力化の観点から自動車リサイクル法の手法に沿った新規登録時のみの賦課徴収制度に改正するよう要望すること。

- (2) 固定資産税に係る非課税等特別措置については、施策目的の達成されたものの早期廃止や縮減が必要である。また、現在優遇されている事業用賃貸建物等の住宅用地の特例措置並びに宗教法人や学校法人をはじめとする特定の者や資産については、租税の公平な負担の観点からも見直していく必要がある。町村の基幹税である固定資産税の確保の見地からも非課税措置の整理・縮減について国へ要望すること。

さらに、JR東日本・JR東海等の鉄軌道用地の評価は、現在沿接する土地の価格の約3分の1程度となっていることについても、評価方法を見直して評価額を引き上げることも併せて要望すること。

- (3) 家屋評価は、専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっている。特に、複雑な非木造家屋の評点基準表については、より一層の整理合理化を行い、より簡素化することを引き続き国へ要望すること。

また、個人情報保護法の制定により、住民のプライバシーに関する意識が高まってきており、町村が行う評価事務に支障をきたす場面もある。そこで、家屋の評価が所有者の負担とならないような簡便な取得価格方式や平米単価方式などの導入について検討するよう国へ要望すること。

- (4) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法については、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって理解しにくいものとなっている。税額計算の簡素化を図り、納税者により一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう、引き続き国へ働きかけること。

- (5) 国の制度改正等による個人住民税の電算システム改修は、膨大な経費を要し、その経費のほとんどは各町村の負担になっており、厳しい財政状況の中でその対応に苦慮している。国や県の助成措置もあるが、その額は決して充分とはいえず、制度改正の内容によっては多大な経費が生じ、町村には過重な負担となっていることから、更なる適正な財政措置が

なされるよう引き続き国へ要望すること。

また、システム改修に伴い、恒久的に発生する、情報伝達に要する費用に関しても財政措置を講ずるよう国へ要望すること。

- (6) 旧郵政公社が民営化されたことにより、市町村納付金が廃止され、固定資産税及び都市計画税として納付されることとなったが、地方税法の一部改正により郵便事業(株)及び郵便局(株)所有の固定資産に係る課税については、平成 20 年度から平成 24 年度までの課税標準をその 2 分の 1 とする特例措置が創設された。今後平成 29 年 9 月末までの完全民営化という解釈により特例措置が延長されるのではとの懸念がある。よって、課税の公平の観点から平成 25 年度以降の特例措置について、延長がないように国へ要望すること。
- (7) 不動産登記法第 47 条に建物の表題登記の申請について及び同法第 136 条に過料についてが規定されているものの、家屋の未登記が多く見受けられ、町村における固定資産税の賦課に苦慮しているところであり、国において建物の表題登記をするよう指導等の徹底を国へ要望すること。
- (8) 個人住民税の均等割の非課税限度額については、町村の条例で定める金額以下である人については、均等割が課税されないことになっている。この「町村の条例で定める金額」については、地方税法施行令及び同施行規則で生活保護級地区分に応じて定められている一定の率を乗じて得た金額を参酌して定めることから、均等割の非課税基準額は、生活保護級地区分に基づき、町村により違いが生じている。同一の県に居住し、同一の所得であるにもかかわらず、住んでいる町村の生活保護級地区分に応じ、個人住民税が課せられる、課せれないという不公平が生じている。県民税の負担の公平性という観点からも問題がありますので、非課税限度額について全国の町村が同一となるように地方税法の改正等も含め、国へ要望すること。(1 級地で収入金額 100 万円以下が非課税、3 級地で 93 万円以下が非課税である。)
- (9) 還付加算金については、市中金利と比較すると非常に高利で、社会経済情勢とそぐわないため、社会情勢を反映した利率に引き下げるよう国へ要望すること。
- (10) 平成 21 年 10 月より実施の個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について、早急に予算措置をし、eLTAX の導入について準備を進めてきたところである。しかしながら、データ試験など手間のかかるテストが多く、日程どおりに処理することが非常に困難であった。さらに、送信してきた社会保険庁からの年金収入データの中に不完全なものも多く、事務処理に混乱を生じた。
今後、さらに地方税の電子化推進を図るためにも、eLTAX を運営する(社)地方税電子化協議会と社会保険庁が十分な打ち合わせを行い、町村が迅速かつ適正な賦課事務が出来るよう指導の徹底を国へ要望すること。
- (11) 制度改正に伴うシステム改修費は徴收取扱費に算定上含まれているとのことだが、納税者数に比例して経費がかかるわけでもなく、改正内容によっては膨大な経費になる場合も

あり、その経費は町村の財政運営の大きな圧迫要因となっている。個人住民税の4割は県民税であることを踏まえ、町村のシステム改修費や年金の特別徴収導入に伴う、(社)地方税電子化協議会に対する事務運営費やシステム運用関係費・ASP費用等は恒久的に発生するものであり、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し実施すること。

- (12) 地方税の徴収率向上は、税務行政の信頼性、税の公平、更には税源移譲に伴い地方税の重要性が増す中で税収入を確実にするため緊急かつ重要な課題である。

広域滞納整理機構は、専門的知識・経験を有する組織による運営により、不動産の差し押さえ・換価をはじめ、効率的な滞納整理業務を行うことが可能となる。

よって地方税務行政の充実のため機構の設立をすること。

2 地方債の繰上償還、借換えについて

政府資金に係る地方債については、平成19年度から3年間の臨時措置として、一定の要件を満たす団体を対象に補償金なしの繰上償還並びに借換債の措置が実施されました。しかし、現行の要件は厳しく、特に財政融資及び旧郵政公社資金については、財政力指数による線引きのみならず、実質公債費比率等による要件も伴い、対象となる団体が限られている状況です。現在の財政力指数は、三位一体改革による算定方式の変更によるものであり、1.00以上であっても、財政状況の健全性を表す指標とはなっていません。また、実質公債費比率や経常収支比率についても、各団体の行政改革の断行、人件費を始め並々ならぬ経費削減の努力により、抑制を図っているところです。従いまして、旧公営企業金融公庫資金同等の要件緩和について、国への働きかけを要望します。

3 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスポリジウムなどの問題への対応、更には老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要があります。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられます。

つきましては、水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を講ずるよう引き続き国への働きかけを要望します。

- (1) 政府資金及び公営企業金融公庫資金について、貸付利率の引下げ、償還年限の延長など、発行条件の緩和を図ること。
- (2) 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

4 市町村振興補助金の拡充について

市町村振興メニュー事業補助金については、平成 18 年度から基幹道路事業及び大規模改造事業に係る下限事業費の引下げが行われましたが、いまだ町村の活用しやすい制度とはなっていません。

財政力の弱い自治体においては、国による三位一体改革に伴う補助負担金の削減など、ますます厳しい財政状況が見込まれますので、より一層の制度の改善を図るよう要望します。

- (1) 下限事業費を更に引き下げること。
- (2) 小規模改修を補助メニューに新設すること。
- (3) 道路施設・河川施設等について、国庫補助採択事業や交付金対象事業（まちづくり交付金や道整備交付金等）も補助対象とすること。（国の補助金改革により、国庫補助が大幅に削減されている中で、国庫補助採択事業等にあっても充実した財政措置とはなっていない。特に「選択と集中」により都市基盤整備を重点的に行う都市再生整備計画エリアや地域再生計画エリアの道路等整備に特段の配慮をいただきたい。）
- (4) 事業費に対する補助金先付け分の上限枠（2,000 万円）を撤廃・増額すること。
- (5) 補助率を引き上げること。特に町村等小規模団体については補助要件を緩和すること。
- (6) 学校施設の整備改修等についても対象とすること。

5 県貸付金の要件について

県貸付金は、同要綱の取扱要領で「年度内に完了不可能と認められる事業」については、貸付を制限又は行わないと定められています。しかしながら、昨今の公共工事においては、想定外の情勢が起こることもあり、やむなく次年度へ繰越せざるを得ないことがあります。その結果、一般財源で賄うこととなり、財政運営に支障をきたしかねない状況となってしまいます。やむを得ず事業を翌年度へ繰り越す場合においても、通常の起債同様に貸付金の繰越しが可能となるよう要望します。

2 地域情報化施策の推進

1 電子自治体構築に向けた財政支援について

行政事務のIT化の進展により電算システムの重要性が増す中で、市町村にとって電算システム維持運営経費の財政に占める割合が高まるとともに、その負担は市町村財政を左右する要因となる一方、各市町村が個々にシステムを運営している現状は、市町村合併はもとより広域行政の円滑な実現の上で大きな阻害要因となっていることから、電算システムの効率的運営の実現のため、県が次の取組を実施することを要望します。

- (1) 県内市町村が地方分権の推進に対応し、市町村合併や広域行政をはじめとする一体的な行政運営を円滑かつ迅速に実施できるよう、県の主導による県域単位の電算システムの共通化あるいはシステムの互換化を実現すること。
- (2) 国がシステムの制度設計を行う介護、住基ネット、児童手当、後期高齢者制度等については、システムの新設及び改正に伴い市町村に生じる経費は、基本的にその全額を国庫で措置するよう、国への働きかけを行うこと。なお、電算システムに係る経費は、当該市町村の財政力等にかかわらず、実質的に手当されることが必要であるため、国への働きかけに当たっては、その点に留意すること。
- (3) 県市町村電子自治体共同運営協議会については、その負担額に対して費用対効果が十分でないことから、それを検証することと、平成22年から運用開始となる次期システムの調達において負担額増大しないよう十分に配慮すること。

2 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について

町村の多くの地域では、山間部特有の複雑な地形のためテレビ電波が良好に受信できず、このためテレビ共同受信施設により地上波テレビ放送を受信しており、個別アンテナ受信者の多くも劣悪な環境で受信しています。

平成23年（2011年）の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、更にテレビ共同受信施設事業の重要性が増すことと思われまます。このため、テレビ共同受信施設のすべてがデジタル化に対応するために想定される設備の更改等に掛かる費用は小規模な事業者の重い負担となることが考えられるとともに、地域特性に適した情報通信基盤整備の一環としての新たな事業の展開も想定されることから、山間部町村等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する直接補助等の十分な支援措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

さらに、生活に必要な情報を提供するテレビ放送をだれもが等しく視聴できるよう、ナショナルミニマム確保の観点からも、デジタル放送受信機器等の無償給付の対象となる基準を実情に照らし合わせ、緩和するよう要望します。

3 携帯電話電波塔設置の促進について

町村部の山間地域はその大部分が山林で、国定公園や県立自然公園地域に指定されている自然豊かな地域であることから、昨今、自然回帰志向などを背景に観光客や登山客などが増加している状況にあります。

つきましては、地域住民の安全安心の確保はもとより、広く観光客等の緊急時の連絡のため、県立自然公園や国定公園を管理する県が率先し、緊急時に有効な携帯電話が使用できる環境の整備をするよう要望します。

4 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について

町民や利用者への行政サービスの向上と事務の改善を図るため、市町村では戸籍の電子化を進めていますが、導入後のランニングコストについて、大きな財政負担を強いられています。

つきましては、ランニングコスト及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、適切な財政措置を講ずるよう、国への働きかけを要望します。

また、いまだ導入されていない自治体に対し、導入費用についても同様な財政措置を講ずるよう、併せて要望します。

3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進

1 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、猟区設定等を積極的に実施していますが、野猿、鹿、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加しています。つきましては、現在の施策の効果をよく見極め、野猿、鹿の個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずるため、次の事項を実現するよう要望します。

- (1) 「群れ」を単位とする適正な個体数管理の徹底等、被害防止の視点からの特定鳥獣保護管理計画による徹底した個体数の適正管理
- (2) 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林（広葉樹）施業の積極的推進
- (3) 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の予算確保
- (4) イノシシ対策としての防護柵の設置等に対する財政支援
- (5) 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化
- (6) 広域的に移動する野猿、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であるので、次の広域的な体制を早期に確立すること。
 - ・ 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進
 - ・ 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化
 - ・ 捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立
- (7) 有害鳥獣対策により捕獲されたシカやイノシシは、現状では埋め立て処分されており、食肉として処理加工・販売することで新たな地域産業の創出が可能となるが、各自治体単独での事業化には課題が多いことから、県が主体となって食肉処理マニュアル等の事業化の検討を行うこと。

2 移入鳥獣等防除に対する支援について

三浦半島地域で被害が深刻化している移入鳥獣問題において、アライグマについては、神奈川県アライグマ防除実施計画策定により、具体的な措置を講じていただいているところですが、最近ではタイワンリスもアライグマ同様に生活被害等を発生させています。

また台風、強風による倒木については、「タイワンリスが木の皮をかじり、木が枯れてしまっていることが原因のひとつでは」との声も毎年寄せられ、そのことが昨今問題とされている、山が荒れる要因ともなっているのではと危惧しています。

葉山町においても特定外来生物の防除計画を策定し、アライグマ同様に捕獲等実施しているところですが、タイワンリスの生息実態や効果的な捕獲方法については、情報量が少なく生息

域が広範囲にわたり対応に苦慮しているなかで、年々被害と共に捕獲頭数が増大し予算が増額する状況にあります。

アライグマ・タイワンリス共に、対策を進めるうえで、補助金等による支援措置が講じられていますが、実施計画を推進するには情報の収集・提供はもとより更なる事項として補助率の引上げや捕獲後の個体の処理等の支援及び必要とされる具体的な対策を検討するよう要望します。

3 ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多大な吸血被害を受けています。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなってきました。

県において平成19・20年度にわたって実施しているヤマビル対策共同研究では報告書がまとめられ、平成21年4月に新設されたヤマビル被害対策事業費補助金では山道への忌避剤購入経費を負担するなどの措置をとっていただいているところです。しかし、被害の広域化にはなかなか歯止めがかからない現状であることから、今回の研究内容や各助成制度を踏まえて、現段階で実施可能な効率的で効果的な対処方法について、市町村とともに継続的に取り組むよう次の事項について要望します。

- (1) ヤマビルの駆除、防除対策の更なる研究と情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策事業に対する県の財政的支援の継続・拡大
- (2) 県のヤマビル対策共同研究によると、ヤマビルの広域にわたる生息域の拡大要因の一つとして、ニホンジカの生息数の広域・拡大が上げられている。このため、農作物への被害対策を目的とした防鹿柵の設置にとどまらず、ヤマビル被害撲滅に向けた防鹿柵の設置や既存柵の撤去などの補助事業などの拡充。
- (3) 県による生息域や生息環境などの生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効果調査研究、環境影響調査、茶園等の農耕地管理調査研究などの、現在の研究成果を踏まえた駆除や拡大防止策の積極的な実施と、抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等の実施。

4 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等につきましては、定期的を実施しており、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施しています。

しかしながら、河川全域では、不十分な個所も見受けられることから、更なる草木の除草並びに伐採を要望します。

さらに河川内の雑木の伐採や草木の除草につきましては、地元の住民や各種団体がボランティアで行っていることから、引き続き活動を行うための助成制度の創設を併せて要望

します。

5 住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の確保について

神奈川県住宅用太陽光発電導入促進事業補助金については、住宅に太陽光発電システムを導入する個人に対し助成する事業ですが、「予算の範囲内で補助金を交付するもの」とされております。住宅への太陽光発電の導入により、家庭からの温室効果ガスの排出の抑制を図り、もって地球温暖化防止に寄与する事業ですので、住民が積極的に地球環境保全に参加するためにも、町村の補助事業化を支援するよう要望します。

4 福祉施策の充実

1 児童福祉の充実について

- (1) 国は、少子化対策として児童手当特例給付の支給対象を拡大してきた。

今後、地方負担を余儀なくされるこれらの制度改革は、財政状況の厳しい地方行政にとって、更なる義務的経費の増額につながり、地域の特性に合わせた少子化対策・子育て支援の次世代育成支援行動計画の推進にも大きな影響を及ぼすことが心配されるので、支給対象が拡大された特例給付も含め、国が全額費用負担をするよう強い働きかけを行うこと。

- (2) 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わるのが困難であるため、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

- (3) 民間保育所運営費用に係る助成について、改正した補助内容は、障害児保育加算の拡大がなくなり、開所時間加算、利用者別基礎加算を経過措置にて1/3ずつ毎年減額し3年後には全廃するというもので、補助の縮小は、前向きに児童の処遇を考え運営している保育所の運営を圧迫するものである。今後の少子化対策の観点からも従前の補助基準へ戻すこと。

また、発達障害児等への福祉施策の拡充を図るための新たな支援制度を創設するとともに、障害児保育実施要綱の見直しや補助員等職員の配置に伴う人件費補助などの財政支援についても、国に強く働きかけると同時に、県としても支援等を講ずること。

- (4) 放課後児童健全事業について、国は放課後等における子どもたちの安全で、健やかな居場所づくりを推進するという一方で、放課後子どもプラン推進事業費に国庫補助金を交付しているが、この国庫補助基準では、児童数が10人未満の放課後児童クラブは補助対象外となってしまいます。地域の状況を踏まえ、制限を廃止し、少人数のクラブでも対象とするよう、国へ働きかけること。

- (5) 児童手当については、現行では所得制限があるため、所得調査があり事務的負担があることや、子育て世帯の支援という観点からも所得制限の撤廃をし、全世帯に給付できるように国へ法改正の働きかけをすること。また、あわせて全国一律の制度であることを鑑み、現在ある市町村の財源負担分廃止への働きかけをすること。

2 障害者福祉の充実について

- (1) 地域生活支援事業は、統合補助金として予め定められた額を、事前に市町村からの事業協議を受けず事業実績と人口に応じて国が補助額を内示することとされているが、サービ

スの充実を図ろうとしても、必要とする補助金額が配分されとは限らない。市町村が従来の障害福祉サービスの水準を下げることなく、より一層充実していけるよう、十分な財源確保を図ること。

また、平成 21 年度補助金から国の要綱改正により、市町村が独自に個人給付を行い、または個人負担を直接的に軽減する事業である「福祉タクシー助成、自動車燃料費助成」などの事業が、補助対象外となったところであるが、事業の上限を設けず、自立支援給付の補助率と同様となるとともに、市町村が独自に個人給付している事業などを、従前どおり補助対象とされること。

- (2) 障害者自立支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した地域生活を営むことができ、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、抜本的な見直しが行われたところであるが、居宅介護をはじめ生活介護、グループホーム・ケアホームなどの提供事業者は、著しい地域格差が生じており、身近にサービスが受けられない状況にあるので、障害福祉サービスに係る社会資源の整備について、事業者への働きかけなどの特段の支援を行うこと。

障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成 18 年度から施行された障害者自立支援法は利用者負担 1 割が設けられ、平成 19・20 年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施されたことより、市町村の財政負担の増加が見込まれる状況である。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。

については、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国 1 / 2、県 1 / 4 を維持すること。

- (3) 障害者地域作業所については、県でスタートした制度であり、障害者の作業訓練や日中活動など地域生活を支える場として、その役割は大変大きなものがある。県は地域活動支援センター等を含めた法定内事業への移行について、補助金等今後の支援について検討されているが、自立支援法における法定基準を満たさない小規模作業所については、法定基準のみを対象とせず、県が独自の施策を展開するなど、今まで作業所が担ってきた役割等が失われることなく、障害者地域作業所の機能が十分確保できるよう、現行運営費補助の継続と支援体制を充実すること。

- (4) 重度障害者医療費制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、県と市町村の部会で制度の見直しについて検討を行っているが、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率 1 / 2 を維持すること。

また、重度障害者になった年齢が 65 歳以上を県重度障害者医療費助成制度の対象外としたことで、

町の負担が増加するので、制度の対象とすること。

3 介護保険制度の改善について

- (1) 介護保険給付費の負担について、国負担の居宅給付分 25%及び施設等給付費分 20%にそれぞれ 5%の調整交付金が含まれているが、この調整交付金については、第 1 号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、算定方法の見直し等の財政措置を国へ働きかけること。
- (2) 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。
- (3) 介護保険法においては、施設介護よりも在宅介護を重視しているが、在宅介護については、家族等の介護なしには成立しないにもかかわらず、制度上家族介護に対する支援が不十分なことから、施設介護を希望する方が増加する傾向にある。
また、特別養護老人ホームにつきましては、実態的には不足している現況にあり、家族介護の積極的な促進が必要不可欠な状況にある。このようなことから、介護家族等に対する慰労制度を充実するよう国へ働きかけること。
- (4) 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向の状況などにより決まると認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。また、小規模多機能型居宅介護のように、サービスが創設されて約 2 年が経過しても、その事業所の整備がなかなか進まないという現実も介護報酬に大きな原因があると思われる。
このような問題を解決すべく現状の分析に基づき介護報酬の見直しを国へ働きかけること。

4 高齢者福祉の充実について

- (1) 高齢化社会の進展に伴い、シルバー人材センター等の役割は今後ますます重要になるが、特に団塊の世代の一斉退職を迎えることに伴い、会員の大幅な増加に対応した体制の充実や事業規模の拡大が必要になるなど、運営は大変厳しい状況にある。
県補助金については、実情を十分に理解された上、今後、補助金について基準の見直しなど支援を再検討すること。
- (2) 法人格を有するシルバー人材センターへの補助金の交付期間については、現行は 3 年間であるが、当該交付期間の延長も含めて助成制度の見直しを行うこと。
- (3) 現行の高齢者在宅福祉事業補助金基準では、単位老人クラブ会員数が概ね 50 人以上（運用常時 30 人以上）が補助対象となっている。

しかし、地域性等から少人数で構成せざる得ない状況においても活動が活発に行われている単位老人クラブもあるので、会員数の基準を撤廃し、少人数の単位老人クラブも補助対象とすること。

5 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

首都圏域に位置する本県では、全県的に都市化が進み、日常生活において大都市地域と周辺地域との格差がなくなっています。生活保護者の安定した生活を確保するため、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、母子加算廃止、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけることを要望します。

また、障害者自立支援法の施行に伴い、生活保護者の更生医療等他法優先については、県による町村への支援策を講ずるよう要望します。

6 観光地における国・県設置の公衆トイレへの身体障害者用オストメイト対応装置の設置について

近年、障害者の社会参加が増加している中、県内には多くの観光客が来訪しており、その中には障害者の旅行客も含まれていることから、観光地の町では、町が設置しているトイレについては、オストメイトに対応した整備を図っているところです。

つきましては、国・県が設置している公衆トイレについても、身体障害者が安心・清潔に利用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置を要望します。

5 保健医療・衛生対策の充実

1 地域医療体制の充実について

少子高齢化が進む中、安全で安心して子育てが出来る社会を創るため、産科・婦人科・小児科医師の確保、育成及び診療機関の新設・継続等を促進し、地域における医療体制の充実を図る施策を推進するよう、国へ働きかけること。

2 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について

少子化社会の問題が叫ばれて久しい中、昨年、日本の総人口が減少に転じました。このため社会活力の低下や社会保障制度の維持などが懸念され、少子化対策の拡充が急務とされています。子育て支援策の一つである小児医療費の助成については、町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求められます。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の引下げや所得制限の撤廃を要望します。

また、都道府県の補助施策にも格差が生じていることから、国による新たな助成制度の創設を働きかけるよう、重ねて要望します。

3 保健・予防事業に対する財政支援について

三位一体改革を受け、平成 17 年度から母子健康診査事業の国庫補助負担金が廃止され、また基本健康診査や健康教育事業などの保健事業の交付基準額引下げにより実質的に補助負担金額の引下げが行われるとともに、県単独補助についても廃止又は削減が行われています。このような措置は、実質的な市町村への負担転嫁と言えます。さらに、予防接種に要する費用についても、法の規定により市町村が実施すべき予防接種は全ての負担を余儀なくされています。

地域における健康日本 21 の推進、健康増進法に基づく健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が求められるなど、市町村が果たす役割はますます大きくなっています。

つきましては、保健事業の適正な実施とサービスの維持向上を図り、併せて予防事業の確実な実施に向けて、県の財政支援を強く要望します。

4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っていますが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っています。このため、これらの事業に伴う国保の財源である療養給付費等負担金の減額措置については、廃止するよう国への

働きかけを要望します。

5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について

重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、保険医療制度の見直しや対象者の増加などに伴い事業費が増加しており、制度の安定的な運営を図るため、県と市町村が一体となって「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、見直しが行われたところです。

しかしながら、一部負担金の導入、対象者や所得の制限においては、実施主体である各市町村において、助成制度に大きな格差が生じつつあり、同じ県民でありながら不公平感が生じることを危惧しています。

つきましては、今後この格差が縮小するよう県の主導により改善策を実施していくように、また、併せて、法律等に基づく全国統一した助成制度を構築するよう、国への働きかけを要望します。

6 予防接種事業に対する財政支援について

予防接種法の改正に伴い、国及び都道府県の負担の範囲が臨時予防接種事業に限ることとされたため、市町村の財政負担は増大する一方となっています。

つきましては、このような新たな地方への負担を伴う施策については、地方の意見を十分に聞いた上で実施するとともに、その費用の負担については、従来の事業に加え、高齢者のインフルエンザ予防接種等定期の予防接種も含めて国及び県の負担の範囲とするよう、国への働きかけを重ねて要望します。

7 妊婦健康診査公費負担の充実に伴う支援について

近年、妊婦を病院間で「たらい回し」にする事例が多く発生している状況にあります。

発生要因としましては、「産婦人科の医師不足」や「経済的負担による妊婦健康診査の未受診」、「出産に対する責任感の欠如」などが指摘されており、妊婦健診の重要性を再認識しています。

妊婦健診については、公費負担による健診回数を5回から14回に増やし、経済的負担の軽減を図っておりますが、このたびの国の補正予算では時限措置となっており、将来を含めて市町村の負担の大きいことから、妊婦健診に係る財政支援については交付税措置ではなく、「特定財源」として措置されるよう、国への働きかけを要望します。

また、今回増やした健診回数9回分に対する国庫補助事業についても、平成22年度までの時限措置ではなく、継続していただくよう併せて要望します。さらに、県におきましても、本事業の趣旨を理解いただき、補助制度等を創設するよう要望します。

8 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について

生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、自立支援医療（更生医療）において給付することとされており、保健福祉事務所を持たない町村において、新たな負担が生じることとなりました。生活保護世帯においては医療保険の適用がなく、人工透析に係る医療費は、月額平均でおよそ40万円程度と高額で、年額では500万円を超える事例も珍しくはありません。

このうち、町村の負担は4分の1となっておりますが、財政規模の小さい町村においては、予算の確保が厳しくなっており、特に年度途中で対象者の増加による場合はより一層厳しい状況となっております。

また、生活保護世帯の心臓手術など他の更生医療費についても同様であり、早急な見直しを強く要望します。

9 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度の継続について

浄化槽法の一部改正に伴い、平成13年度以降、浄化槽の新設時においては、合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。今後、適正な生活排水処理を推進するためには、既設単独処理浄化槽（汲み取りを含む）から、合併処理浄化槽への設置替えが重要となっております。

このような中、県では、合併処理浄化槽の新規設置に対する補助について、平成21年度以降は廃止されていますが、県の補助がない中で従来どおりの補助を継続することは、町村にとって財政的に困難であります。また、住宅を建築すること自体、高額な資金を要することから、浄化槽設置者の負担軽減を図るためにも、補助制度を復活するよう要望します。

10 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況です。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くこととなります。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設を要望します。

11 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める安全でおいしい水の供給を確保していく上で、人体に有害な鉛が溶け出す鉛製水道管・水道メーター器の取換工事は、水質基準の強化とも相まって早急に実施する必要がある重要な事業です。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の増嵩は大きな負担となるので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設を要望します。

6 都市基盤整備の推進

1 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけるよう要望します。

- (1) 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げ
- (2) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の軽減
- (3) 相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地の公共用地への提供について、特例措置による納税の免除

2 道路の整備促進について

県内各地域を通る都市計画道路が計画され、順次整備されていますが、いまだ未整備箇所も多く、地域の交通渋滞を招くとともに、地域生活道路に通過車両が入り込むなど、良好な生活環境が脅かされています。道路整備の促進によって交通渋滞の緩和や計り知れない経済効果が期待されるので、早期にさがみ縦貫道路等の都市計画道路（国道及び県道）の整備を促進するよう要望します。

また、幹線道路及び生活道路の新設、改良等、整備の促進を要望します。

3 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また、自然環境保全のためにも急務であるため、改修、復旧事業の拡充等、築堤を含めた河川の整備促進を要望します。

また、河川敷へのごみの不法投棄と枯草火災が発生しているので、管理者として積極的に対処するよう強く要望します。

さらに、中小河川の河口周辺は県が実施した津波沿岸到達予測でも津波による甚大な被害が想定されるので、早急な整備の検討と実施を要望します。

4 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

生活環境の安全を図るため、県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施していますが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進及び県民の生命、財産を積極的に守るための特段の配慮を要望します。

また、町村部には優先順位に至らず、未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているほか、国や県の事業採択基準、特に保全人家戸数に合致しない危険箇所も数多くあることから、早急に調査を行うとともに、整備についても積極的に実施することを要望します。

7 教育振興対策の推進

1 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤です。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っています。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけるよう要望します。

2 幼、小、中学校の安全な環境の確立について

学校施設内への不審者の侵入や、登下校時における事件等が全国各地で多発している中、学校の安全な環境を確立することは、子どもたちが安心して授業に集中し、学力向上にも貢献できるものと思われま

す。現在は、各市町村がそれぞれで防犯対策を講じていますが、どこまでが十分な対策であるか苦慮している状況です。

このため、幼・小・中学校の安全対策の具体的かつ統一的な基準の下で実施が可能なシステムづくりと、これを実施するための財政支援を国に働きかけるよう要望します。

3 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっています。この国庫補助額を出来る限り3分の1に近づけるよう、国への働きかけを要望します。

4 少人数学級編制の実現について

国の学級編制基準見直しの動きが伝えられていますが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、引き続き学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望します。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を引き続き要望します。

5 教育指導体制の充実について

- (1) 県単独措置としての充て指導主事については、県と市町村の役割分担などの観点から、小規模町村では、教育有資格者の採用という問題や財政状況等を踏まえると、独自での配置は現実的に困難である。学校現場に精通した指導力によって学校教育事業の充実が図られ、大きな成果となって表われていることから、引き続き町村分への当該制度を継続すること。
- (2) スクールカウンセラーは、中学校の保護者を中心に、児童生徒、教職員の相談をはじめ、不登校の児童生徒宅への家庭訪問、発達障害のある児童生徒への対応、エンカウターの実施、教職員研修と幅広く活動し、不登校問題から非行への対応、人間関係の構築等、多岐に渡り効果を上げつつある一方で、小学校では発達障害等による授業離脱、集団不適應など課題も多く、保護者・児童生徒・教職員から専門職の支援を望む声が多く寄せられる等、スクールカウンセラー配置の需要が高まっている中、依然として、活動時間が足りずケースに対応しきれない状況が生じているので、中学校への派遣日数を拡大するとともに、小学校にも中学校同様、専属のスクールカウンセラーを派遣すること。

6 特別支援教育の推進に係る体制整備について

障害のある児童生徒の教育については、平成15年3月に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「今後の特別支援教育の在り方について」において、従来の「特殊教育」から、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒も含め、一人ひとりに適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るとともに、その推進体制の整備が提言されましたが、現状においては、通級学級開設基準人数の引下げや教員の加配等もないことから、特別支援教育推進体制の整備が大変難しい状況にあります。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的な措置を国に働きかけるよう要望するとともに、県においても人的、財政的支援策を講ずるよう要望します。

また、児童が各地域で適切な教育が受けられるよう、各市町村の状況等を踏まえ通級指導教室の開設のための基準人数枠の引下げによる単独配置や現「ことばの教室」への教員が加配されるよう要望します。

7 社会教育施設（公民館）の整備に対する補助制度の新設について

社会教育法第35条では、「公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助する」ことになっています。社会教育、生涯学習の推進が叫ばれている今日、社会教育施設は、団塊の世代が定年を迎え公民館機能の充実が増していることから施設整備が大変重要になっていますので、国へ施設整備に関する補助制度の新設を強く働きかけるよう要望します。

8 学校図書館の図書整備の促進について

「子どもの読書活動の推進に関する法律」による学校図書館の整備は交付税措置となっているため、不交付団体には適用されないことから十分な対応ができないので、国の責任としてすべての市町村に対して一律に整備の促進が図られるよう特別の財源措置をするよう要望します。

8 雇用対策の推進

1 ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の要件緩和について

平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間で実施されている緊急雇用対策については、平成 21 年度以降に創出する新規事業のみが対応可能となっています。しかしながら、当該事業は近年の雇用悪化に対応するための事業であるにも係わらず、町村において新たに創出する新規事業のみを対象とすることで、逆に抑制効果が発生しているものと思われます。各町村では職員の削減措置が進み人員不足の状況であるとともに、正規職員の実労働時間も減少する見込みであるため、失業者を臨時職員として新たに雇用することで、労働力の需要と供給において双方での制度活用が図られるため、既存事業も対象とし、また従事期間についても 6 ヶ月超の対応ができるよう要件緩和について強く国へ働きかけるよう要望します。

Ⅲ その他地域要望

その他地域要望事項一覧

地 域	項 目	頁
1 三浦半島地域	(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて	45
2 湘南地域	(1) 旧相模海軍工廠敷地内における危険物への適切な対応について	46
	(2) (仮称)湘南台寒川線の整備推進について	46
	(3) 東海道新幹線新駅誘致並びにツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について	46
	(4) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化について	47
	(5) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について	47
	(6) 自然環境と調和し、人々が憩いの場となる葛川の整備について	47
	(7) 大磯港の再整備について	48
	(8) 旧吉田茂邸の再建について	48
	(9) 県立学校施設(県立大磯高校)の耐震化について	48
3 足柄上地域	(1) 国道246号バイパス(厚木秦野道路)秦野区間の早期事業化及び延伸計画について	49
	(2) 都市計画道路和田河原開成大井線の早期全線建設について	49
	(3) 県道711号(小田原松田線)の信号機増設について	49
	(4) 県道711号(小田原松田線)の歩道設置工事について	50
	(5) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における都市的土地利用について	50
	(6) 中村川の護岸改修及び親水化整備について	51
	(7) 酒匂川左岸道路の延伸について	51
	(8) 河川境界の確定について	51
	(9) 地方独立行政法人への移行を契機とした県立足柄上病院の医療体制の充実について	52
	(10) 小田急開成駅前への交番設置について	52
	(11) 中井町南部地区の事業化への支援について	53
	(12) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について	53

地 域	項 目	頁
4 足柄下地域	(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について	54
	(2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について	54
	(3) 県道 75 号の整備について	54
	(4) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について	55
	(5) 砂防整備について	55
	(6) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について	55
	(7) 国道 135 号の整備について	55
	(8) 南足柄市への連絡道路の新設について	56
	(9) 真鶴港における津波対策の措置について	56
	(10) 中学校移転に伴う生徒の交通安全対策について	56
	(11) 県立小田原養護学校の分教室の設置について	56
5 厚木・愛甲地域	(1) 厚木愛甲ブロックごみ広域化処理に対する支援について	57
	(2) 重症心身障害児施設のショートステイ事業の拡大について	57
	(3) 柄沢治山事業について	57
	(4) 急傾斜地崩壊防止事業の推進について	57
	(5) 県立特別支援学校のスクールバスの設置及び増設について	58
	(6) 県道 64 号（伊勢原津久井線）の整備について	58
	(7) 片原・柳梅地区の治山事業の推進について	58
	(8) 暴走車両への対策について	59
	(9) 町内警察体制の増強について	59
6 水源地域	(1) 水源環境負荷軽減の取組強化について	60
	(2) 河川区域内における廃棄物処理対策について	60
	(3) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について	60

1 三浦半島地域

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有しています。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付け、この内の特に良好な自然環境を有する地区については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切である旨の回答と併せ、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、県の所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組を進める旨の回答を受け、葉山町の緑の基本計画の改定を平成 17 年度に実施し、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定を位置付けたところです。

また、県においても次期神奈川県力構想「地区計画」において、平成 19 年度から取り組む主要施策として位置付けていることから、今後、指定区域の検討作業、関係機関との調整等、具体的な指定作業を推進していただき早期実現を要望します。

2 湘南地域

(1) 旧相模海軍工廠敷地内における危険物への適切な対応について

旧相模海軍工廠敷地内には事業所や住宅が多数存在しており、現在も環境省で土地改変時の環境調査を実施していますが、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については国が責任を持って対応すべきと考えますので、次の措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

ア 掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。

また、毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害などの補償も、国が行うこと。

イ 毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を、国の責任において確立すること。

(2) (仮称) 湘南台寒川線の整備推進について

(仮称) 湘南台寒川線は、藤沢市の湘南台方面と寒川町の北部地域を結ぶ東西幹線道路で、両地域を連絡するとともに、現在相模川沿いに計画されていて鋭意整備工事が進められている自動車専用道路「さがみ縦貫道路」へのアクセス道路として、県の「かながわ交通計画」に位置付けられている道路です。

さらに、当該道路は、現在県並びに関係市町で進めている東海道新幹線新駅誘致に伴うツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路であり、まさに広域的な交流連携に大きく貢献する道路です。

現在、寒川町においてルート選定に当たり、当該道路の交通機能の役割を第一に考えながらも、地元企業への影響、環境関係、又地域コミュニティ等も考慮しながら、関係機関との調整を行い、早期の都市計画決定を目指しているところです。県におかれましても当該道路のこれらの位置付け等も考慮し、また財政的支援も含め整備促進につきまして一層の尽力を要望します。

(3) 東海道新幹線新駅誘致並びにツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について

新幹線新駅誘致とこれに伴うツインシティのまちづくりは、寒川町の将来の発展はもとより、県央・湘南都市圏の発展に必要なものと考えています。折しも、鉄道事業者が新駅実現の前提要件としています「リニア中央新幹線」の開業目標年次を一昨年公表したことにより新駅実現への期待が高まってきたと認識するところです。

しかしながら、一方では、寒川町として本事業に対する財源確保への課題があるのも事実です。寒川町として、引き続きこのまちづくりの推進に向け、鋭意努めますが、県においても、県土の均衡ある発展を図るためにも地元の状況等を理解いただき、新駅の早期実

現とツインシティ倉見地区のまちづくりの整備促進について財政的支援を含め、より一層の尽力を要望します。

(4) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化について

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な問題があると認識していますが、国道1号の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から、橋インター下り線ランプを視野に入れての国への働きかけを要望します。

さらに西湘バイパスは、二宮インターから東側が国道1号のバイパスと位置付けられているため通行料が無料扱いとなっていますが、下り線は二宮インターに下りランプがないため下りることが出来ず、料金所を通過して国府津インターまで走らなければならないのが現状となっています。

また、この地域の国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしています。このことが原因となって、国道1号を走る路線バスの定期運行が難しくなっていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって路線バスの廃止に拍車をかける要因にもなっています。そこで、国道1号の渋滞緩和など円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間だけでも無料にさせていただきたいと願っています。

つきましては、実情を理解いただき早期の対策を講ずるよう、中日本高速道路株式会社への働きかけを要望します。

(5) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いています。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどと考えられます。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態です。

つきましては、これらのことを考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の視点から、交通車両が円滑に走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

(6) 自然環境と調和し、人々が憩いの場となる葛川の整備について

中井町・二宮町・大磯町の3町を流れる葛川は、そこに住む人々の生活に溶け込んだ川として親しまれています。3町では、この葛川の流れを守り、まちづくりに活かそうと、

平成 14 年に「葛川サミット」を立上げ、これまで啓発活動等、様々な活動を行ってきました。また、これらの活動と平行して、町民ボランティア等の活動も活発に行われており、行政と町民が協力し、取組を行う体制が整いつつあるところです。

葛川サミットの目的の一つには、葛川に清流を取り戻すことが掲げられており、昨今は、下水道整備やボランティアの清掃活動などから、葛川の水質は改善の傾向にあります。この状況をさらに改善させ、誰もが気軽に水と親しむことのできる川とするために、堤防やその周辺への植樹や植栽、清掃活動など、ボランティアや町の取組についての支援を要望します。

県におかれましては、これまで、護岸や遊歩道の整備などを行っていただいております、この葛川サミットの活動にも理解をいただいているところですが、3町の大切な自然財産である葛川が、一つの連続した流れとして、周囲の自然と調和し、流域全体が水と親しめるものとなるために、さらなる支援を要望します。

(7) 大磯港の再整備について

大磯港の再整備につきましては、「大磯港活性化整備計画」に基づき、良好で快適な港空間の早期整備に向けた積極的な取組を要望します。

また、今年度から大磯町を大磯港の指定管理者と認めて頂きましたが、今後、大磯町が行う大磯港活性化に向けた賑わいづくりのための事業の展開に積極的な協力、また財政支援を講ずるよう要望します。

(8) 旧吉田茂邸の再建について

県立大磯城山公園の拡大計画区域内に存する旧吉田茂邸の本邸跡地に建築する建物につきましては、地域活性化の拠点施設とすべく、大磯町としても再建費用等に充てるための寄附金を全国に呼び掛け、資金面での協力体制を整えてまいりたいと考えています。

つきましては、県におかれましても、「旧吉田茂邸再建検討会議」等を設置し、具体的検討をしていただいているところですが、再建にあたりましては、地元住民の意見を尊重し、主体的に取り組まれますよう要望します。

(9) 県立学校施設（県立大磯高校）の耐震化について

災害時の避難所として、町学校施設のほか、県立高校（大磯高校）についても指定しています。県は、地震防災対策強化地域内の校舎等の耐震補強工事を推進しています。今、懸念されています東海地震や神奈川県西部地震、神縄・国府津－松田断層帯地震等は、いつ地震が起きてもおかしくない状況にありますので、早急に県立学校施設（体育館含む）の耐震化を推進されるよう要望します。

3 足柄上地域

(1) 国道 246 号バイパス（厚木秦野道路）秦野区間の早期事業化及び延伸計画について

国道 246 号は、1 市 5 町（秦野市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町）の地域内を東西に走る広域幹線道路であり、従来より当地域はもとより、我が国の産業、経済の発展に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、近年の著しい交通量の増大は、慢性的な渋滞と地域間を結ぶ幹線道路の混雑をもたらし、地域住民の日常生活や経済活動に多大な影響を及ぼすとともに、沿道環境の悪化も深刻な状況となっています。

国道 246 号バイパス（厚木秦野道路）については、地域高規格道路として、こうした地域の環境問題の改善に大きな効果をもたらすものであり、新（第二）東名自動車道とともに広域幹線道路ネットワークの一翼を担うとともに、当地域を支える動脈として重要な社会資本となるものです。

この国道 246 号バイパスについては、厚木市、伊勢原市の一部区間は既に事業化されていますが、秦野市区間では未だ事業化が図られておりません。

県におかれましては、国道 246 号バイパスの早期全線事業化及び新（第二）東名自動車道との一体的な整備促進に向けて、引き続き国等関係機関への働きかけを要望します。

また、新（第二）東名自動車道及び国道 246 号バイパスの事業化に伴い、秦野西インターチェンジ（仮称）以西の円滑な交通確保のため、国道 246 号バイパスの延伸計画及び東名高速道路大井松田インターチェンジへの連絡道路等の周辺整備を県の計画として早急に確立するよう要望します。

(2) 都市計画道路和田河原開成大井線の早期全線建設について

都市計画道路和田河原・開成・大井線は、主要地方道小田原山北線と国道 255 号を結ぶ広域的な幹線道路として重要な役割を担っていることから、県の新総合計画「神奈川力構想」にも位置付けられ、県道怒田開成小田原線から酒匂縦貫道までの区間の酒匂川 2 号橋の建設が平成 18 年度から開始されました。

当該道路の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消による利便性の向上、都市防災機能の強化、さらには足柄上地域の経済の活性化等その効果は多大なものが期待されますので、現在施工中の酒匂川 2 号橋区間だけでなく、県施工による全区間の早期建設を要望します。

(3) 県道 711 号（小田原松田線）の信号機増設について

県道 711 号（小田原松田）の大井町区間における信号機につきましては、現在、要望箇所 7 箇所のうち 4 箇所については設置がされ、交差点部の安全確保が図られています。

しかしながら、残り 3 箇所につきましては、交差点周辺に公共施設や民間企業が立地し

ているほか、多くの農地が存在し、学生や企業関係者及び地域住民が日常的に信号機のない当該道路（幅員 25m）を横断している状況です。また、信号機未設置交差点周辺の町道等も整備されたことにより、交差点の閉鎖解除や安全対策を求める声は更に高まっています。

つきましては、こうした状況を考慮していただき、早期の信号機設置に特段の配慮を要望します。

(4) 県道 711 号（小田原松田線）の歩道設置工事について

県道 711 号（小田原松田線）歩道設置工事は、小田急線踏切から松田土木事務所までが完了し、地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保され、また松田町総合計画 21 の政策目標として位置付けている「活力と魅力あるまちづくり」の面からも、県事業の成果によって魅力ある市街地の形成が着々と進められているところです。

しかしながら、新松田駅北口から主要地方道 72 号（松田国府津線）との接続部分までの間は、現在、狭小幅員で歩道がなく、降雨時などは大型バス等の通行により歩行が困難な状況です。

このような状況を踏まえ、県においては、これまで測量、道路詳細設計並びに歩道設置工事に向けた事業説明会等を行っていただいたところであり、また、平成 21 年度においても、一部用地買収を予定していると伺っています。

歩行者の安全と車両等の円滑な通行を確保するため、引き続き事業を推進するよう要望します。

(5) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における都市的土地利用について

鉄道駅の無い中井町では、将来においても持続可能で安定した財政基盤の確立を図るため、日本の経済活動を支える東名高速道路を活かした「まちづくり」を進めています。

このことから、地域周辺の新たな道路網のあり方や産業の動向を確認しつつ、県の「かながわ都市マスタープラン」の施策方針で打ち出された「インターチェンジ周辺などにおける計画的な産業・物流機能等の誘導策」を視野に、既に整備が完了し企業活動が行われている「グリーンテクなかい」と一体的な都市的土地利用を図るため、平成 21 年 3 月に町の都市マスタープランを改訂し、インター周辺地区を新たな産業拠点として位置付けています。

また、これらの取組においては、広域的な視点に立った都市の形成や、雇用の拡大による地域経済の活性化も重要であることから、秦野市、二宮町との 1 市 2 町による広域行政の枠組の中で、平成 20 年度には「インターチェンジ周辺の土地利用に係る検討専門部会」を設立し、今回の線引き見直を視野に入れ、区域内の新たな広域的な道路の位置付けなど、関係市町と調整しながら基本構想づくりを進めているところです。

今後は、地権者や地域住民との調整を含め、諸課題の解決に取組ながら着実な事業推進

を図っていきますので、市街化区域の編入に当たっては、当地区内に存在する農振農用地の解除や道路網のあり方等、県の農政部局や都市計画部局など、関係部局の特段の支援を要望します。

(6) 中村川の護岸改修及び親水化整備について

中村川の上流は、護岸の未整備区間や護岸の老朽化が進んでいる箇所も見受けられ、近年のゲリラ的豪雨により、河川の急激な増水による護岸の損壊等の被害を受けるなど、地域住民は生活に不安を感じています。

つきましては、災害防止と町民の生命と財産を守り、安全で安心して生活を送ることができるよう中村川における護岸の早期改修を要望します。

また、中井町の中心地である役場周辺の河川については、「身近に水と親しむことのできる空間」として、河川の親水化と緑道等の整備を、中心拠点の整備とともに位置付けています。地域の活性化と新たな街づくりのため、河川の親水化について特段の支援を要望します。

(7) 酒匂川左岸道路の延伸について

国道 255 号及び 246 号の慢性的な交通渋滞を解消するため計画された酒匂川左岸道路は、既に小田原市から大井町まで供用開始されています。しかし、松田町から山北町の大口橋までの区間は「かながわ交通計画」に位置付けられていません。こうした状況を踏まえ、松田町では山北町と共同で「酒匂川左岸道路北部延伸構想策定調査」を実施したところで

す。つきましては、酒匂川左岸道路北部延伸についても計画に位置付けるよう要望します。

(8) 河川境界の確定について

現在、新東名高速道路施工に伴う、工事用道路は現町道を利用して、最小の投資で最大の効率を上げるべく計画されていますが、道の使用目的が生活用道路としてであり、大型トラック等が走行するためには、当然、道路拡幅工事が必要となります。

しかし、工事用道路として拡幅工事が計画されている、下記の路線については、昭和 12 年の水害等により現況道路敷と法務局公図が大幅に相違しているなど境界が不明確であり、道路拡幅に伴う用地買収等が困難な地域となっています。

したがって、河川の財産管理者として、次の箇所の河川境界確定について、積極的に取り組まれるよう要望します。

- ア 町道尺里高松線 尺里川（酒匂川接合部から当町安洞地区上流部まで）
- イ 町道鍛冶屋敷線 鍛冶屋敷沢（酒匂川接合部から深沢地区まで）

(9) 地方独立行政法人への移行を契機とした県立足柄上病院の医療体制の充実について

県は、診療報酬の改定等の病院経営を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、平成 22 年 4 月から県立足柄上病院を含む県立 6 病院の地方独立行政法人化を行うとしています。足柄上病院については、産科医師不足により平成 18 年度に分娩取扱いの中止に至った際、改めて足柄上地域の中核病院としての必要性が認識されたところです。

以上のことから、県においては、地方独立行政法人化後も県立足柄上病院が地域の中核病院として将来にわたり安定した医療サービスを提供できるよう、次の措置を講ずることを要望します。

ア 現在の 17 診療科目を今後とも維持するとともに、一時的なものであっても休診科目が発生しないよう医師の確保に努めること。

イ 地方独立行政法人化の目的の一つである柔軟で弾力的な病院経営を早期に実現することで、医療従事者の確保による質の高い医療サービスを提供すること。特に、住民に最も判りやすい効果として、足柄上地域で唯一の分娩取扱い施設として、分娩取扱件数を増やすための常勤産科医のさらなる増員を実現すること。

ウ 今般の新型インフルエンザの発生等、大規模感染症の発生とそうした事態への適切な対応が求められるなかにあって、地域で唯一の感染症指定医療機関として、保健所はもとより、地域市町村との直接かつ密接な協力連携体制の構築を図ること。

(10) 小田急開成駅前への交番設置について

小田急線開成駅は、昭和 60 年 3 月の開設以来、計画的なまちづくりの結果、駅周辺は高層マンションや戸建住宅の建設、大型スーパーの開店などが進むとともに、利用客も南足柄市、大井町、松田町、山北町等の近隣市町に拡大し、現在では年間 360 万人以上の乗降客が利用する駅となっています。さらに、現在施行中の開成町南部地区土地区画整理事業及び都市計画道路和田河原開成大井線の建設により、近い将来、同駅は県西地域の中核駅の一つとなることは確実な状況となっています。

このような駅利用者の増加に伴い、駅周辺での痴漢や乗り物盗等の犯罪が増加したため、地元開成町では、平成 8 年 12 月に、警察官が立ち寄れる開成駅前連絡所を設置したほか、平成 15 年度からは民間ボランティア団体「安全サポーター」が、自主的に駅周辺のパトロール等を行い、安全確保を図っています。

しかし、地域住民による努力には限界があることから、開成町のみならず県西地域の住民の安全と治安の維持のため、早急に開成駅前への交番設置を要望します。併せて、交番が設置されるまでの間は、これまで同様に警察官の立ち寄りを継続するとともに、連絡所への交番相談員を配置するよう要望します。

(11) 中井町南部地区の事業化への支援について

中井町の南部地区 32 ヘクタールの土地利用については、国の柑橘再編対策事業として、平成 2 年に県の強い行政指導により進められ今日に至っています。

また、現在進められている第 6 回線引き見直しにおいても、工業系の土地利用を図る特定保留区域に位置付けられることで、所定の都市計画手続きが進められています。

中井町では、計画的なまちづくりを進めるとともに、財政基盤の確立等を図っていくためにも、南部地区の開発は必要不可欠な事業であると位置付けており、今後とも公社が主体となって早期の事業化が図られますよう、県においては特段の配慮を要望します。

(12) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について

松田町寄地区への主要幹線は、国道 246 号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道 710 号（神縄・神山線）の 1 路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての土佐原林道及び秦野市道ですが、災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想されます。

つきましては、防災上の見地からも県道 710 号の拡幅及び法面保護等の改良工事を引き続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である土佐原林道を緊急車両が支障なく通行できるよう幹線整備を要望します。

4 足柄下地域

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について

神奈川県土地利用調整条例では、1 ha 以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を 3,000 m²以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識しています。

しかしながら、平成 21 年 3 月 31 日をもって「1 ha 未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されています。

仮に、建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置につきましては、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行していただきますよう要望します。

(2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について

国道 135 号及び真鶴有料道路の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの再延伸を要望していましたが、この度県におかれまして、平成 20 年度に基礎的調査を実施、平成 21 年度当初予算で先行調査費を計上いただきましたが、今後の早期事業化と早期着手に向けたより一層の検討を要望します。

(3) 県道 75 号の整備について

県道 75 号は、湯河原町と箱根町との観光地を結ぶ幹線道路で、同時に湯河原町の温泉場地区における生活道路として大変重要な道路です。現在温泉場道路（3・6・1 都市計画道路湯河原箱根仙石原線）の整備や藤木川遊歩道の整備を実施していただいておりますが、その早期完成を要望します。

また、奥湯河原地区の一部の区間に幅員が大変狭く、大型車両が交互通行出来ない箇所があり、藤木川の沿道の散策を楽しむ観光客が非常に危険な状況におかれることを踏まえ、遊歩道の整備や道路幅員の狭隘部分の大型車両の交互通行が可能な視距改良の実施について要望します。

(4) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について

小田原市から真鶴、湯河原両町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するものです。なお、広域営農団地農道整備事業費に関して、年度毎の総事業費に対する町負担額割合の明確な算出根拠の明示を要望します。

また、未採択の小田原、湯河原地区の2期工事につきましても、早期に採択・実施されるよう強く要望します。

(5) 砂防整備について

「カヤの木沢」と「かなまじり沢」の砂防事業につきましては、用地買収が完了し、一部工事に着手していただいているところですが、下流地区の災害防止のためにもその早期完成を要望します。

(6) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっています。また平成21年2月には、県指定天然記念物となりました。

しかし近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と真鶴町が薬剤散布により被害防止に努めてきました。

また、その一方で薬剤散布による人体や生物、海域流出等への影響が懸念されています。このため、平成19年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止しました。

つきましては、樹幹注入事業及び松くい虫被害木の伐倒事業に関し、事業量に対しての十分な補助金額の確保を要望するとともに、各自治体の財政力を考慮した補助金の配分方法の検討を要望します。

また、国に対しても継続的な補助金確保に向けた働きかけを要望します。

(7) 国道135号の整備について

国道135号（真鶴道路旧道）区間が、平成20年9月に無料化され、同区間を通行する車両が増加し、新たな渋滞が発生しています。また、一部歩道の無い箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されます。渋滞解消や交通安全確保のための整備の実施を要望します。

(8) 南足柄市への連絡道路の新設について

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、平成 18 年度に、県が事務局となって研究会を設置し、平成 20 年度からは、より広域的な観点からの検討を行うため、県と県西地域 2 市 5 町による研究会を進めています。研究会では、地域活性化や災害時の機能強化などを踏まえた望ましいルート・構造について検討していますが、引き続き、ルート決定のための検討熟度を高めるために、連絡道路の実現に向けた調査研究費等の予算措置を講ずるよう要望します。

(9) 真鶴港における津波対策の措置について

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられています。

沖防波堤については、現在既に整備が着手されていますが、津波対策の重要性を踏まえ、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設については、いまだ着手の予定が示されていない状況です。近隣住民からの要望もあることから、港内整備の完成までのスケジュールの明示を要望しているところですが、いまだ示されていない状況が続いています。真鶴町との協議・調整の場として真鶴港活性化整備計画検討会の場を検討する等の方策を踏まえ、役割分担やスケジュールを早急に示していただき、また津波対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべき施設と考えている事から、同施設の早期着工を要望します。

(10) 中学校移転に伴う生徒の交通安全対策について

いつ来るかわからない地震に早急に対応し、生徒の安全・安心を図ることから、耐震性のある旧湯河原高校に湯河原中学校を平成 21 年 8 月 31 日から移転し、授業を開始しますが、通学途上に、交通量の激しい 4 車線の国道 135 号を横断しなければならず、その安全対策が保護者からも緊急の課題として取り上げられています。

つきましては、歩道橋、連絡通路などの安全施設の設置や信号機操作による歩行者の安全横断の確保対策など、生徒はもとより近隣商業施設利用者の安全対策を講ずるよう要望します。

(11) 県立小田原養護学校の分教室の設置について

県立小田原養護学校に通学する児童・生徒は、真鶴町を含め、小・中・高等部全体で、現在 25 名おりますが、スクールバスによる遠距離通学は、姿勢保持が困難な児童・生徒にとって身体への負担は想像以上に厳しいものがあり、入校を断念せざるを得ない児童もいます。また、保護者の精神的・身体的な負担も大きなものとなっています。

湯河原・真鶴地区への小田原養護学校分教室等の設置につきましては、県として全体計画もあると思いますが、保護者の要望も高まっていますので、早急な実現を要望します。

5 厚木・愛甲地域

(1) 厚木愛甲ブロックごみ広域化処理に対する支援について

厚木市、愛川町及び清川村は、神奈川県ごみ処理広域化計画を踏まえ、平成 16 年 4 月 1 日に厚木愛甲環境施設組合を設置し、ごみ処理施設の整備に向け、取組を進めています。

つきましては、今後、本格化する施設整備に際し、諸調査や法定計画等の事業費等に対する財政的支援や、技術職員の派遣等の人的・技術的支援を要望します。

また、「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、その承認を受けたところですが、交付金確保のため、指導、助言等積極的な支援を要望します。

(2) 重症心身障害児施設のショートステイ事業の拡大について

在宅の重症心身障害児は、家族（保護者）の入院等の際に一時的に介護が受けられるようにすることや、介護者等の休養（レスパイト）のためショートステイを利用して在宅生活の継続を図っていくことが必要不可欠となっています。

県央地区では、神奈川県立七沢療育園が地域保健福祉の支援拠点施設となっていますが、保護者の利用ニーズの実態に合わせた柔軟な受入れ（短期入所枠の拡大・利用ニーズの高い時期の空きベッドの増床）を要望します。

(3) 柄沢治山事業について

愛川町半原地区に所在する柄沢流域については、市街化区域内に位置していることから、沢の上部には住宅が立ち並んでいます。近年、沢の山腹の崩落が進んでおり、地域住民の生命を脅かしかねない状況となっています。

当該箇所については、傾斜地の多くが保安林指定を受けており、治山事業によって崩壊防止対策を講ずることが可能と思われるので、災害の未然防止のため、治山施設の整備を推進されるよう要望します。

(4) 急傾斜地崩壊防止事業の推進について

愛川町における急傾斜地崩壊防止事業につきましては、昭和 62 年度の田代 B 地区をはじめとして、川北、田代 A、坂本、大塚下、馬渡、日向、馬場地区など、現在までに 8 箇所対策が逐次実施され、また、平成 20 年 3 月 28 日に田代 A 地区拡大分が指定区域にされるなど、地域住民の安全な生活環境の確保に努めていただいているところです。

しかしながら、愛川町内には当該箇所以外にも、急傾斜地崩壊に係る対策が望まれている箇所があることから、田代 I C（天台山一部）、中津 I A（下谷一部）、下久保 I C（下久保一部）の 3 箇所について、急傾斜地崩壊危険区域の指定並びにその対策工事を推進されますよう要望します。

(5) 県立特別支援学校のスクールバスの設置及び増設について

例年、愛川町から複数の児童生徒が、近隣の特別支援学校に就学し、一人一人に応じた適切な教育を受けています。しかしながら、近年、特別支援学校への就学者の増加に伴い、通学手段であるスクールバスの利用が年々難しくなっている状況にあります。

また、愛川町から伊勢原養護学校に通う児童生徒にあつては、学校にスクールバスが設置されていないため、自力通学や保護者の送迎による通学が就学の条件の一つとなり、就学しても、体調不良等により保護者の送迎が難しい日には、通学できず学習の機会が奪われてしまうこともあります。

このようなことから、障害のある児童生徒の教育の機会を保障するため、特別支援学校のスクールバスについて、現在設置されている学校への増設及び伊勢原養護学校への新規設置を強く要望します。

(6) 県道 64 号（伊勢原津久井線）の整備について

清川村内を走る県道 64 号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖 I C へのアクセス道路として、年々その交通量は増加の一途を辿っています。

特に、朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、またその一部は幅員が狭く、歩道が未設置なことから、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高い道路であり、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されています。

県道 60 号・70 号を含めた本村の県道 3 路線につきましては、宮ヶ瀬ダムの建設時に完成に合わせて整備していただくよう昭和 56 年に県に約束していただいているものですが、平成 12 年のダム完成後 8 年が経過し、交通量が激増した今日においてもいまだ未整備のままとなっています。

特に幅員が狭く危険な「湯出川橋～坂本橋間」には、「古在家バイパス計画」が進んでいますが、完成・開通までには、いまだ相当の期間が要されると推測されます。

従いまして、整備されるまでの間の現道におきまして、小・中学生の通学路にも位置付けていることから、緊急な安全対策等の拡幅改良整備を要望します。

また、村民の交通安全確保のため、次の 2 箇所信号機を設置するよう要望します。

ア 村道山岸外周線に接続する T 字路

イ 清川村役場前

(7) 片原・柳梅地区の治山事業の推進について

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下の平地に住宅を建設し、古くから居住地区を形成しています。

平成 11 年夏の豪雨において、この地区の山腹で大規模な崩落が発生し、住民への影響

はなかったものの、梅雨、台風など雨の多い時季には不安を募らせ、自主避難をされている方などもいます。

平成 11 年の崩落箇所については、早急な対策が講じられたほか、その周辺の危険箇所の一部も整備が進められてきましたが、この地区の急傾斜地崩壊危険箇所ははまだ数多く存在し整備が進んでいません。

よって、地区住民の安全・安心、災害の未然防止のため、継続的に効果的な治山施設の整備を推進されるよう要望します。

(8) 暴走車両への対策について

清川村内を縦貫している県道 64 号は、昼夜を問わず大きな騒音を轟かせて集団走行するオートバイによって、県道沿いの住民は大変に迷惑しています。

また、土山峠付近では、深夜（特に雨天時）に猛スピードで暴走運転を繰り返す走るドリフト族と昼間のオートバイによるローリング族が出没し、一般車両が事故に巻き込まれる危険性の高い状況となっています。

つきましては、住民の安全・安心が図れるよう、上記の暴走車両の取り締まりを強化するよう要望します。

(9) 町内警察体制の増強について

現在、愛川町を管轄する交番は 4 箇所ですが、交番への警察官の配置体制については、2 箇所が 1 名配置の 3 交替制であり、また、町内に 2 箇所ある駐在所（田代・高峰）のほか、夜間は清川村の宮ヶ瀬駐在所も本町の交番に配置されている警察官が担当しています。

交番相談員が日勤で配置されていますが、いまだ警察官は事件・事故への対応に手一杯な状況であり、夜間を中心に、いわゆる「空き交番」の状況が生じがちとなっています。

特に、半原交番が管轄する半原地区では、宮ヶ瀬ダムや県立あいかわ公園の整備、都市化の進展などとともに、治安の悪化が懸念されています。

また、管轄する区域も広く、近年は国道 412 号沿いを中心に地区人口が増加していることなどから、交番を国道 412 号沿いに新設してほしいと熱望する声が地域住民や町議会からも寄せられています。

つきましては、地域住民が安全に安心して暮らせるよう、交番配置の警察官増員、国道 412 号沿いの半原地区への交番新設により、愛川町の警察体制増強を図るよう強く要望します。

6 水源地域

(1) 水源環境負荷軽減の取組強化について

かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画では、水源環境負荷軽減への取組として、県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進が事業化されています。水源環境の負荷軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講ずることにより、その効果を一層発揮するものと考えられます。

一方、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を行う自治体にとって、その整備に伴う財政負担は非常に重いものとなっています。

つきましては、第1期の5か年計画（平成19年度～平成23年度）の見直しに当たっては、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地域がダム集水域のみとなっている水源環境保全・再生市町村交付金について、対象地域の水源林地域への拡大を検討するよう要望します

(2) 河川区域内における廃棄物処理対策について

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠です。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっています。

愛川町では、従来から、シルバー人材センターへの委託により、河川敷内の不法投棄物や散乱ごみの撤去、巡回パトロールや啓発活動等を実施するなどの対策に取り組んでまいりましたが、その事業費が大きな負担となっている現状にあります。

こうした事業については、本来、河川管理者が行うべきものでありますことから、県におかれましては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等について、積極的に取り組まれますよう強く要望します。

(3) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について

現在、ダム集水域において水源環境保全・再生市町村交付金事業の実行5ヶ年計画の中で、合併処理浄化槽の整備を推進しており、設置した浄化槽の維持管理費については、年度ごとに1基あたり年間100千円で5年間分に限り、交付金の対象経費として補助していただいています。

しかし、実際の維持管理費については、1基あたり年間100千円では不足していることから、山北町条例に基づき使用者から徴収している使用料を補填している状況です。

さらに、今後、設置後5年間を経過した浄化槽の維持管理費については、交付金の対象経費として認められていないため、その全額を山北町や使用者が負担していくことになり、住民も非常に不安を抱いているところです。

したがいまして、次期実行5ヶ年計画の見直しの中で、設置後5年間を経過した浄化槽に係る維持管理費についても、交付金の対象経費とするよう要望します。また合併処理浄化槽維持管理基金の創設についても、併せて要望します。